

核戦争に反対する医師の会

反核医師の会 ニュース

第32号

2006年3月31日

核戦争に反対する医師の会事務局
〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-5-5
新宿農協会館 全国保険医団体連合会内
電話 03(3375)5121 FAX03(3375)1862
e-mail:hankaku@doc-net.or.jp
http://no-nukes.doc-net.or.jp/

「何かしなければならぬ」

十数年ぶりに活動再開

埼玉反核医師の会

総会では、告があり、新たな活動方針、継続会員、新規規約改定、事務所設置、会規入会者あわせて六十七人の会員数で総会を迎えたこと報告された。また、全国の反核医師の会の常任世話人でもある大場敏明氏より、活動再開までの経過報告された。

また、一九八七年の設立の会、核戦争防止群馬県医師の会、全国反核医師の会の三団体から来賓を迎え、総会の討議に最後まで参加された。(4面につづく)

核戦争を防止する埼玉県医師・歯科医師の会(略称:埼玉反核医師の会)は、節目である被爆六十一年の二〇〇五年十二月三日に、原爆写真が展示された埼玉県保険医協会会議室で総会を開催した。活動の再開は十数年ぶりとなる。



第十七回「核戦争に反対し、核兵器廃絶を求め、医師・医学者のつどい」の第一回実行委員会が二月十九日に東京都内で、関東ブロックの茨城、埼玉、千葉、東京、全国の会などから参加して開催された。今回の実行委員会は、昨年の愛知での「秋に東京で」との確認にもとづき、開催された。

一月に開催された準備会の際で内定していた千葉県反核医師の会の松尾洋一郎実行委員長がこの間の経過などを報告し、今回のつどいの日程、会場、目的、企画などについての意見交換をおこなった。その結果、今回のつどいは、関東ブロックの反核医師の会が協力し準備をすすめること、十月二十一日、二十二日に米軍基地のある横須賀市内で開催する方向で準備をすすめることなどを確認した。

今後、実行委員会では、企画内容などの具体化をはかっていくことにしている。

(写真は昨年の愛知つどいより)



大場 敏明 氏

全国反核医師の会・常任世話人の中に、「被爆者・被爆者医療集団訴訟支援担当」チームが組織され、①原爆症認定集団訴訟支援強化と②被爆者医療の取り組みの前進を課題として、各地からの報告・情報を集約し、世話人会への提起・討論などを行っている。

〇〇四年四月一日から一年間におよんでいる。高齢化した被爆者は、悪性腫瘍をはじめ、原爆の影響としか考えられない様々な疾病に苦しめられ、自らの健康不安と

の国家補償」を求めてきた。被爆者の訴えは国民の共感を呼び、平和を願う、国の補償を要求する運動が大きく広がり、国の被爆者対策を前進させる力となってきた。

原爆症認定集団訴訟支援強化と被爆者医療の取り組みの前進を

悲慘さを告発し、全国各地で「原爆症認定集団訴訟」に立ちあがっている。この運動は、余命少ない被爆者の、日本政府と核兵器を持ちつづける国を相手にした「最後」とも

悪性腫瘍、生活習慣病の多発の中で、被爆者の最大の不安は、健康問題であり、被爆者健診と二世健診の充実が求められている。しかし政府は、被爆者の希望である健診

内容の充実には取り組みが、四十年間同じ健診内容であり、各地の保健所での健診が重要な役割を果たしていたものが最近では、保健所では、被爆者健診が行われなくなり、地域医療機関での健診の比重が一層高くなると思われる。より多くの医療機関で、被爆者健診委託医療機関になっていただくこと、そして一般疾病医療機関の指定もさらに多くしていく必要がある。

(反核医師の会常任世話人・「被爆者医療・集団訴訟支援担当」チーム責任者 大場敏明)

平和と交流の旅 IN 韓国

昨年の愛知での「つどい」で、韓国の医師の参加を得て、在韓被爆者の実態について報告していただきました。核兵器廃絶運動の原点は、被爆の現実から目を背けないこと。韓国に生活する広島・長崎原爆の被害者の現状を直接見聞する事は、私たちの今後の運動を考える上で重要だと思います。また、在韓被爆者を支援する医師達との交流も活動の前進に大きく貢献するものと期待しています。多くの関心のある方々の参加をお待ちしています。

旅行日程 7月15日(土)~17日(日)
旅行費用 12万円~15万円(予定) 2泊3日(全日程食事付)
申し込み・お問い合わせ先 (株)国際ツーリストビューロー
〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-7-1
TEL 078-391-2961 FAX 078-332-0977(担当:榎本)

主催団体 核戦争に反対する医師の会
151-0053 東京都渋谷区代々木2-5-5新宿農協会館6F 全国保険医団体連合会内
代表TEL 03-3375-5121 FAX 03-3375-1862 hankaku@doc-net.or.jp

第17回 IPPNW世界大会 9月8日~10日 ヘルシンキで開催

今年9月7日から10日までの日程で、フィンランド・ヘルシンキ市内において、第17回 IPPNW(核戦争防止国際医師会議)世界大会が開催されます。今回も核戦争に反対する医師の会からの代表団を派遣します。ご参加希望の方は、下記までお問い合わせ、お申し込みいただきますようお願いいたします。(なお、大会の詳細については、現時点では発表されていませんので、IPPNWの公式ホームページをご参照ください。http://www.ippnw2006.org/)

◇メインテーマ:「War or Health?」(戦争か健康か)。
◇会期:2006年9月8日(金)~10日(日)
◇行程予定:2006年9月7日(木) 午前・関空発 ~ 9月12日(火) 午前関空着
◇費用 40万から45万円の予定(行程や費用はあくまでも予定ですので、ご了承ください)
◇第1次申し込み締切 2006年5月20日(土)

◇申し込み・お問い合わせ
(株)国際ツーリストビューロー
〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-7-1 TEL 078-391-2961 FAX 078-332-0977(担当:榎本)
反核医師の会事務局
〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-5-5 新宿農協会館6F 全国保険医団体連合会内
代表TEL 03-3375-5121 FAX 03-3375-1862 hankaku@doc-net.or.jp

原爆医療の現状と問題点

広島・長崎の原爆投下から61年目の夏が近づいた。被爆者の高齢化が進んでいる。現在の被爆者の医療をめぐる状況について概説する。



向山 新氏

原子爆弾による被害の特徴

原爆による被害の特殊性は、外傷、熱傷に加えて、脱毛、紫斑、出血といった急性放射線障害や、十年後に発病のピークを迎えた白血病や、その後も増え続けている悪性腫瘍といった後遺症にある。被爆直後に死を逃れた被爆者たちが次々と命を落とし、六一年を過ぎた今なお、様々な後障害が被爆者を苦しめている。

被爆者援護法制定へ

日本政府は原爆被害に対して何ら対策も講じず放置してきた。一九五四年三月一日、ビキニ環礁で第五福竜丸が被曝したことを期に原水爆禁止を求める運動が全国に広がった。一九五七年に制定された「原爆医療法」は、健康診断と精密検査、「認定被爆者」の医療費全額給付のみで、生活困窮者への援護施策はなかった。その後、運動の広まりによって、一九六八年に健

康管理手当などの支給を認定被爆者以外にも拡大した「原爆特別措置法」が制定された。

その後も被爆者たちは原爆被害に対する国家補償を訴え続け、一九九四年には原爆医療法と特別措置法の内容を引き継ぐ、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(被爆者援護法)」が制定された。新たに遺族への特別葬祭給付金の支給が盛り込まれ、諸手当の所得制限が撤廃されるなどの前進はあったが、死没者への補償がないなど被爆者の声を十分反映したものでなかった。

健康診断、医療の給付、手当の支給など

被爆者援護法の規定による被爆者とは、広島・長崎で被爆し、被爆者健康手帳を交付されている者(表1)を示し、二〇〇五年三月末において全国で二六万六五九八人となっている。被爆者援護法では、以下のような健康診断、医療給付、手当の支給が規定される。

○健康診断

被爆者は年に二回の定期健康診断と、二回の希望健康診断を受けることができる。医師が必要と認めた場合には、さらに精密検査を行うことができる。希望健康診断のうち一回は癌検診(胃癌、肺癌、大腸癌、多発性骨髄腫、女性乳癌、子宮癌が加わる)を受けることができる。被爆者援護法による一般検査の項目(表2)だけでは、十分とはいえない。近年、様々な癌の発生率が増加していること、健康診断が明らかに必要となり、健康診断の重要性が重視されている。

○医療の給付

認定を受けた被爆者は、厚生労働省が指定した医療機関で診療を受けた場合、全額公費となる。認定疾患以外の疾病の診療、指定医療機関以外での診療は療養費払いとなる。

一般疾病の場合は各都道府県知事が指定する「被爆者一般疾病医療機関」で受療した場合、自己負担分が公費で負担される。手帳を示さなかった場合や、指定医療機関以外で受療した場合は、療養費払いになる。先生方が一般疾病医療機関の指定をとり、被爆者が気軽に診療を受けられるようにしていただきたい。

○各種手当

被爆者に対して支給される手当などには次の七つがある。

表2 被爆者健康診断の一般検査項目

1. 視診、問診、聴診、打診および触診による検査
2. 赤血球沈降速度検査
3. 血球数検査
4. 血色素検査
5. 尿検査
6. 血圧測定
7. GOT、GPT、ZTT、およびALP検査法による肝臓機能検査(医師が必要と認める場合に限る)

- ① 医療特別手当、② 特別手当、③ 原爆小頭症手当、④ 健康管理手当、⑤ 保険手当、⑥ 介護手当、⑦ 葬祭料
- ①、②は認定を受けた被爆者に支給される。日常的に私たちが診断書を書くことを依頼されるのは健康管理手当である。

最後に

被爆者は、原爆で家族や家を失い、身体にも精神的にも被害を受け不安を抱えながら生きてきた。被爆者の思いを受け止め、日々の診療の中で少しずつでも被爆者医療に取り組みたいだけのことであらためてお願いしたい。そのための一助となれば幸いである。

向山 新

核兵器による攻撃を受けたら、「避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されないようにタオル等で保護する(こと)」。これは政府が発表した国民保護計画の指針の一節である。

この「指針」は広島、長崎、ビキニと三度も核爆の被害を受けた被爆者の政府が書いた「核防護策」とはとも思えない。しかし、都道府県はこの「国民保護計画指針」を本手に「国民保護計画」を作成中である。

原水爆の恐ろしさを知る日本国民なら「そんなことで、核兵器放射線を防げるはずがない」と考える人が大多数であろう。

にもかかわらず、このような「指針」を政府はなぜ示すのだろう。単なる「官僚の無知」と片付けることはできない。

昨年十二月、核戦争を防止する埼玉県医師・歯科医師の会(埼玉反核医師の会)の総会で、記念講演をおこなった宮原哲朗弁護士(原爆症認定集団訴訟・全国弁護士団連絡会事務局長)がそのなぞを解明した。

宮原弁護士によれば、このような原爆被害の過小評価はすでに広島、長崎の原爆直後に日本政府が発表した「新型爆弾への防空総本部の注意」に

「放射線は雨ガッパで防げ」

そんな国民保護計画がなぜ通用するのか

表れているという。そこでは「新型爆弾に対しては、軍服程度の衣服を着用していれば火傷の心配はない。防空頭巾および手袋を着用していれば手や足を完全に火傷から保護することができる」と述べ、「待避壕がとつた場合には使用できない場合は地面に伏せるか堅

その背景にはアメリカが将来も原爆使用を可能にするために原爆被害を過小評価している政治姿勢がある。もし原爆被害が人道に違反するほどひどいものであることが分かれば、その投下が国際法に違反することになり核兵器を保有することが許されなくなる。アメリカはそれを恐れた。アメリカのこの政治姿勢が日本政府のそれにも影響しているのであると宮原弁護士は指摘した。

国民保護法(国民保護という名称にも、国が国民を守るがごとき印象を与えて問題であるが)は戦時法である有事法制の一環であり、それ自体がアメリカの戦争に日本を協力させるものである。その法律の具体化においても、自国民の被爆体験に反してアメリカの意に沿う放射能被害の過小評価をする政府の所業はなんと罪深いことである。

最初の原爆使用から六十年余が過ぎた現在、科学的知見の不足は理由と

平山武久

表1 被爆者援護法の「被爆者」規定

第一条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当するものであって、被爆者健康手帳の交付を受けたものを言う

一 号被爆者：原子爆弾が投下されたときから起算して2週間以内に前号に規定する区域のうちで法令で定める区域内に在った者。

二 号被爆者：原子爆弾が投下されたときから起算して2週間以内に前号に規定する区域のうちで法令で定める区域内に在った者。

三 号被爆者：前二号被爆者に掲げる者の他原子爆弾が投下された際

またはその後に、放射能の影響を受けたような事情の下にあった者(原爆投下後、被爆者の探索、屍体の処理、調査などに従事した者等)。

四 号被爆者：前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であった者。

原爆症認定「集団訴訟」の 勝訴を目指して

核戦争を防止する兵庫県医師の会
郷地 秀夫

二〇〇三年五月の提訴から始まった大阪地裁での原爆症認定集団訴訟の裁判は二〇〇五年一月四日の結審を終え、今春の判決が予想されている。原爆症認定集団訴訟は全国二カ所の裁判所で争われており、先陣を切って全国最初の判決となる。それだけに、その意味は大きく、支援者の役割も重大だ。私は、その裁判に約二年半にわたり、支援ネットワークや反核医師の会を通じて、関わってきた。

た。判決間近いこの時期に、勝訴に向けて今一度、さらに大きな支援、協力をみなさんに訴えたい。

原爆症認定集団訴訟は被爆者に対する政府の冷たい施策に対し、被団協（日本原水爆被害者団体協議会）の呼びかけで全国の被爆者が呼応して集団で裁判を起こしたものだ。がんなど被爆者のかかった病気や障害が原爆によるものであるというこのことを国が認めることを求めた裁判だ。二〇〇五年三月末の被爆者は二六万六、五九八人、その中、原爆症と認定されて医療特別手当が支給されている人は



二、二二二人と〇・八％弱にすぎない。年々増えてきている癌などの被爆者の認定申請に対して、国の審査は厳しさを増し、近年はその九割近くの申請者が認定を却下されてきた。それを不服として全国の被爆者が立ち上がり、現在、一二の



原爆症訴訟報告会

裁判所で約一七〇人が原告となつて裁判が行われている。近畿圏では一三人の原告が立たれ、その内、兵庫県の原告は五人である。第一弾として、先発の第三次提訴までの九人を原告とする裁判が大阪地裁で開かれてきた。二年半の間一七回の口頭弁論が行われ、今春、全国に先駆け、判決が

下される予定となつてい

	2003年	2004年	2006年	取り下げ	計	死亡者	地裁
	4/17~	1~12月	~3月				
北海道	4	5			9		札幌
青森	0				0		
秋田	0				0		
岩手	0				0		
宮城	2				2		仙台
山形	0				0		
福島	0				0		
茨城	1				1		東京
栃木	0				0		
群馬	0				0		
東京都	20	10		-1	29	8	東京
埼玉県	0		1	-1	0		さいたま
千葉県	2	1	1		4		千葉
神奈川県	0	7			7		横浜
山梨	0				0		
新潟	0				0		
長野	0				0		
静岡県	0	2		-1	1	1	静岡
愛知県	1	3			4		名古屋
岐阜	0				0		
三重	0				0		
富山	0				0		
石川	0				0		
福井	0				0		
滋賀	0				0		
京都	1	2			3		大阪
大阪府	4	1			5		大阪
奈良	0				0		
和歌山	0				0		
兵庫	4	1			5		大阪
岡山	0				0		
広島	36	7		-4	39	6	広島
鳥取	0				0		
島根	1				1		広島
山口	0	1			1		広島
高知	0				0		
愛媛	0				0		
徳島	0				0		
香川	0				0		
福岡	0				0		
佐賀	0				0		
長門	23	5	1		29	5	長崎
大分	0				0		
熊本	12	5	5	-1	21	2	熊本
宮崎	0				0		
鹿児島	0	7	1		8		鹿児島
沖縄	0				0		
計	111	57	9	-8	169	22	

17都道府県 12地裁

この裁判の行方は被爆者の人権問題だけでなく、広く社会保障や平和の問題に関わる重要な意味を持つ。京都支援ネットに紹介された原告の一人、小高さんの訴えがそのことを端的に示している。この引用したい。最高齢原告八〇歳の小高さんは最終弁論で「……苦しむことばかりの人生でしたが、この歳まで生かされているということは、先に犠牲になられた多くの方々が、被爆の実態を後世に伝えて、核兵器をなくして、戦争は絶対にしないで……と私を支えているのだらうと思います。お願いです。六〇年間もアメリカからも日本政府からも見捨てられ、苦しみを背負って、わずろしか残っていない命と向き合って、細々と生きていた被爆者を助けてくだ

さい。こんなことをしている、一〇〇年も地球はもたせません」。

原爆症認定訴訟の支援活動をする中、「支援」という言葉が私の心の中で、実におこがましい響きをもつて聞こえるようになっていた。そのこの意味がこの小高さんの発言で鮮明になった。原告・被爆者達の根底の願いは、私達の願いに他ならない。今、社会保障制度が危ない、憲法が危ない日本にあつて、この裁判は日本の行く末に関わる問題であり、まさに自分自身の問題なのだ。人権や

私は被爆者の診療に携わる医師の立場から二度、証言台に立つ幸運に恵まれた。被告・政府側の検事の私に対する尋問でよく分かったことがある。それは、国・政府が被爆者の病気の障害のことを何一つ解っていないということ、原爆によつてどれだけ苦しめられてきたかということ、解っていないということ、解ろうとする気がないことである。

だからこそ、この裁判は絶対に勝たねばならない。政府に被爆者の苦しみをわからせ原爆の非人間性をわからせねばならないのだ。そして、平和の大切さをわからせねばならないのだ。

裁判所では一七〇人が原告となつて裁判が行われている。近畿圏では一三人の原告が立たれ、その内、兵庫県の原告は五人である。第一弾として、先発の第三次提訴までの九人を原告とする裁判が大阪地裁で開かれてきた。二年半の間一七回の口頭弁論が行われ、今春、全国に先駆け、判決が

下される予定となつてい

さい。こんなことをしている、一〇〇年も地球はもたせません」。

原爆症認定訴訟の支援活動をする中、「支援」という言葉が私の心の中で、実におこがましい響きをもつて聞こえるようになっていた。そのこの意味がこの小高さんの発言で鮮明になった。原告・被爆者達の根底の願いは、私達の願いに他ならない。今、社会保障制度が危ない、憲法が危ない日本にあつて、この裁判は日本の行く末に関わる問題であり、まさに自分自身の問題なのだ。人権や

私は被爆者の診療に携わる医師の立場から二度、証言台に立つ幸運に恵まれた。被告・政府側の検事の私に対する尋問でよく分かったことがある。それは、国・政府が被爆者の病気の障害のことを何一つ解っていないということ、原爆によつてどれだけ苦しめられてきたかということ、解っていないということ、解ろうとする気がないことである。

この裁判の行方は被爆者の人権問題だけでなく、広く社会保障や平和の問題に関わる重要な意味を持つ。京都支援ネットに紹介された原告の一人、小高さんの訴えがそのことを端的に示している。この引用したい。最高齢原告八〇歳の小高さんは最終弁論で「……苦しむことばかりの人生でしたが、この歳まで生かされているということは、先に犠牲になられた多くの方々が、被爆の実態を後世に伝えて、核兵器をなくして、戦争は絶対にしないで……と私を支えているのだらうと思います。お願いです。六〇年間もアメリカからも日本政府からも見捨てられ、苦しみを背負って、わずろしか残っていない命と向き合って、細々と生きていた被爆者を助けてくだ

さい。こんなことをしている、一〇〇年も地球はもたせません」。

原爆症認定訴訟の支援活動をする中、「支援」という言葉が私の心の中で、実におこがましい響きをもつて聞こえるようになっていた。そのこの意味がこの小高さんの発言で鮮明になった。原告・被爆者達の根底の願いは、私達の願いに他ならない。今、社会保障制度が危ない、憲法が危ない日本にあつて、この裁判は日本の行く末に関わる問題であり、まさに自分自身の問題なのだ。人権や

私は被爆者の診療に携わる医師の立場から二度、証言台に立つ幸運に恵まれた。被告・政府側の検事の私に対する尋問でよく分かったことがある。それは、国・政府が被爆者の病気の障害のことを何一つ解っていないということ、原爆によつてどれだけ苦しめられてきたかということ、解っていないということ、解ろうとする気がないことである。

だからこそ、この裁判は絶対に勝たねばならない。政府に被爆者の苦しみをわからせ原爆の非人間性をわからせねばならないのだ。そして、平和の大切さをわからせねばならないのだ。

DS86と原因確率

厚生労働省は原爆症の認定基準として「1986年原爆放射線線量評価体系（DS86）」を用いています。DS86は、爆心地から被爆した場所までの距離に基づき、初期放射線量を推定したものです。被爆実態に合わず、遠距離の放射線量が過小評価されています。国は発症した疾病の原因が原爆放射線である確率を「原因確率」と称し、DS86を使って作った「原因確率」を判定の目安として使用していますが、集団の規則性を示す「原因確率」を個別の被爆者に当てはめ、一定値以下は却下するなど機械的に運用するという2重の誤りを犯しています。

このように国は初期放射線量だけを取り上げ、とりわけ遠距離、入市被爆者などの主要な問題である内部被爆、残留放射線などの影響を過小評価しています。先日、遠距離における実測値とのずれを見直した、DS02が発表されましたが、DS86同様、初期放射線量だけを基に推定されており、被爆実態に即した見直しが求められています。

新国際署名運動 —「すみやかな核兵器の廃絶のために」

For the Swift Abolition of Nuclear Weapons
すみやかな核兵器の廃絶のために

二日、新たな国際署名運動「すみやかな核兵器の廃絶のために」提唱・推進にあつた記者会見をおこなった。

このなかで、高草木事務局長は、今日の核兵器をめぐる情勢のもとで、核兵器廃絶への新たな前進をつくるためには世界諸国民の中にこれまでより、一回りも二回りも広い、世論をつくる必要があり、被爆国日本の原水爆禁止運動がイニシアチブを發揮する必要があると署名提唱の経緯を説明。

当面、世界平和フォーラム（同六月）、八月のヒロシマデー、ナガサキデーを節目にとりくみをひろげ、第六十一回国連総会に共同提出することを紹介した。

会見では、高草木博・日本原水協事務局長が新たな署名キャンペーン発足にいたる経過、署名運動の特徴、目標・普及のとりくみなどについて報告。

このなかで、高草木事務局長は、今日の核兵器をめぐる情勢のもとで、核兵器廃絶への新たな前進をつくるためには世界諸国民の中にこれまでより、一回りも二回りも広い、世論をつくる必要があり、被爆国日本の原水爆禁止運動がイニシアチブを發揮する必要があると署名提唱の経緯を説明。

各地の反核医師の会から

再開総会で

熱い思い語り合う

埼玉・反核医師の会

(一面からの続き)

総会の参加者は、「原爆のキノコ雲が何時間も消えなかった光景、都市一面が灰色となった光景を見、この世の地獄かと今も忘れられない。核兵器廃絶まで運動をしなければならぬ」と思っている。「湾岸戦争で使われた劣化ウラン弾の被爆に半信半疑だったが、二年前に医師・医学者の集いに参加して悲惨な真相を知った。何かしなければならぬ」と思っている。「核廃絶は過去の課題ではない、今取り組むべき課題だ」と継続して運動することが力となることなど、医師・歯科医師の立場からの熱い思

いが語られた。

また、当日は、「原爆症認定集団訴訟の取り組みについて」と題し、宮原哲朗弁護士(原爆症認定集団訴訟・全国弁護士連絡会事務局長)が記念講演を行った。講演で、「原爆被害を過小に評価したいとする政治姿勢は、実は核兵器を再び使うことを可能にしたいという意図がある」と聴き、参加者は被爆の真相を知らせること、運動を継続していくことの重要性を、改めて確認した。

再開に向けた取組

二〇〇五年一〇月から一月に、再開に向けて新たに呼びかけ人を募り、新規入会者を含む三一人の医師・歯科医師が名乗りを上げ、県内の医師・歯科医師

第一回愛媛反核医師の集いが開催される

二〇〇六年一月二十一日、松山市のえひめ共済会館にて、第一回愛媛反核医師の集いが開催された。主催は「核戦争防止愛媛県医師・歯科医師の会」で、十八名が参加した。

医師・歯科医師に加えて、愛媛被団協の被爆者の方も参加された。

愛媛反核医師の会は二〇〇二年に、第十三回全国反核医師の集いin松山に取り組んで以降、年数回の世話人会を持ち、全国反核医師



第1回愛媛反核医師の集いの様子

の集いや、昨年のNPT要請NY行動への代表派遣にCDなどを送って報告してきたが、今回初めて会員の集いが持たれた。

集いで藤田敏博代表世話人のあいさつの後、曾根世話人より「な兵器、つ

くるまい新たな被爆者」という報告が行われた。昨年のNPT行動の報告、米国防省の核施設やイラクでの劣化ウラン弾被曝など増え続けている。内部被曝の実態が報告された。

一九九九年のJCO臨界事故での被爆者医療の記録も紹介され、核爆発の無力さが示された。討論では今後一年は、このような集いを開催する事が確認された。集いをきっかけに、一名の青年医師が会員に加わった。

情勢では昨年一〇月に政府・与党が日米安全保障協定委員会(二プラス二)で合意した米軍基地強化問題について全国各地で自治体ぐるみで基地おしつけに反対するたたかいが起こっている。横須賀基地(神奈川県)でも原子力空母の配備が予定されており、基地問題だけでなく核事故の危険性をもたらすものとして、東京の核廃絶団体として無関係ではない。協議の結果、今後、科学的あるいは法律的



十数年ぶりにおこなわれた再開総会では、熱い思いが語られた

管理など被爆者援護活動に取り組みます。そして、あらゆる戦争に反対し、平和な世界創造の課題にも取り組み

入会を呼びかけた。「生命と健康を守る医師・歯科医師の社会的責務・良心から、最悪の健康破壊である核戦争に反対し、核廃絶をめざして活動します。また、被爆者医療に係わってきた日本の医師として再び被爆者を生み出さないよう訴えや、被爆者の健康

ます」「世界各地で紛争が絶えず、核兵器使用の危険が高まり、日本がアメリカの戦争に参加してきている今日、平和憲法の改悪に反対し、核兵器廃絶の運動をより一層大きくしていかなければなりません」と、医師の会の活動継続の意義を強調して訴えた。

東京反核医師の会は二月二十五日(土)一四時より東京保険医協会セミナーホールにて二〇〇六年総会を開催した。渡辺吉明代表委員(東京歯科保険医協会副会長)により、開会挨拶、進行が行われ、向山新代表委員により核兵器をめぐる情勢と課題、二〇〇五年度の活動報告と二〇〇六年度の活動計画の提案があり、承認された。

映画鑑賞後は同映画のジャン・ユンカーマン監督の記念講演も行われた。ユンカーマン監督は、広島市の平和記念公園の碑にある「二度と過ちは繰り返しません」に感銘を受け、そのときの気持ちが今の活動につながっているなどの反戦活動への思いを語った。

四三名(医師一七名、看護師二名、医学生四名、その他医療関係職員二二名、一般八名)が参加し、医師からは「平和憲法九条を考えるよい機会になった」、「世界、アジアから日本国憲法がどう見えるか知ることができた」、「診療の中で日常が過ぎてゆくが平和について見つめなおすことの必要性を再確認した」などの感想が寄せられた。医学生からは「先輩を誘って参加した。先輩はこういう活動に積極的で偉いですね」と言われた」などの感想もあった。

二〇〇六年総会を開催

東京反核医師の会



総会後、映画「日本国憲法」の上映会と記念講演がおこなわれた

立場からも他団体と共同して原子力空母の首都圏母港化に反対の立場を表明してゆく行動の提起が行われ、承認された。

総会後、昨年より話題のドキュメント映画「日本国憲法」の上映会が行われ、

戦後六十一年。戦争のお話を讀んだり聴いたりしても、なかなか普段の日常の中で戦争を実感をもってとらえることができない。作者のこの史代さんがおっしゃっている通り、「戦争は遠い過去の悲劇」となりつつある。

そんななか、この作品を通して、十年後も原爆による殺人は続いており、こんな風に今現在も毎日の生活の中にあるのだということを、現実味を帯びてすーっと感じる事ができた。同時になぜだか家族や友人、自分にとって大切な人の顔が浮かんだ。

ぜひ、普段、「戦争」に触れる機会のない若い人に読んで欲しい、特に女の子にお勧めしたい一冊だ。もちろん、男性の方もどの年齢層の方も是非読んでみてほしい。じんわりじんわりと優しく心に問いかける作品である。



漫画「夕風の街 桜の国」(双葉社 一〇三ページ 二〇〇四年 八四〇円)